

みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、大規模地震による木造住宅の被害を減ずるため、県内に存する木造住宅の所有者等が当該木造住宅の耐震改修設計（工事監理を含む。）及び耐震改修工事又は建替え工事（以下これらを「耐震化工事」という。）を実施し、その住宅の所在する市町村が、当該耐震化工事に係る費用の一部を補助する場合において、当該補助に要する経費を当該市町村に対して、予算の範囲内において、みやぎ木造住宅耐震改修工事促進助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第一に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震精密診断 財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集による「増補版木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に掲載されている「木造住宅の耐震精密診断」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求め、安全性を診断することをいう。
- (3) 耐震診断士 県が作成した「みやぎ木造住宅耐震診断士養成講習会終了登録者リスト」又は仙台市が作成した「仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿」に記載された者をいう。
- (4) 耐震診断事業 県内市町村が、住宅の所有者の求めに応じみやぎ木造住宅耐震診断助成事業補助金交付要綱（平成16年4月1日施行）第3に定める補助対象住宅について耐震診断及び改修計画作成を行うため、耐震診断士を派遣する木造住宅耐震診断助成事業をいう。
- (5) その他改修工事 住宅の機能や性能を維持・向上させるため住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、これに要する費用が100,000円以上のものをいう。

(補助対象住宅)

第3 補助金の交付対象となる住宅は、県内に存し、次に掲げる要件の第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号から第6号までのいずれかに該当する住宅で、過去に国又は地方公共団体等の補助事業に基づく耐震化工事の助成を受けていないもの。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法で建てられた住宅を含む。）又は枠組壁構法による木造平家建てから木造3階建てまでの住宅
- (3) 耐震診断事業による耐震診断の上部構造評点（以下「上部構造評点」という。）が1.0未満の住宅にあっては、改修工事施工後の上部構造評点が1.0以上又はこれと同等（一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補

強方法」に掲載されている「精密診断法」又は建築基準法（昭和25年法律第201号）により、大地震動での倒壊に対する安全性が確認されたもの。以下同じ。）以上とする住宅又は建替え工事を実施する住宅

- (4) 耐震診断事業による耐震診断の重大な地盤・基礎の注意事項（以下「重大な地盤・基礎の注意事項」という。）がある住宅にあつては、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置に建替え工事を実施する住宅
- (5) 上部構造評点が1.0未満で重大な地盤・基礎の注意事項がある住宅にあつては、上部構造評点が1.0以上又はこれと同等以上とし、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する住宅又は建替え工事を実施する住宅
- (6) 住宅所在地の市町村が実施した木造住宅耐震改修計画等助成事業（市町村が住宅の所有者の求めに応じて耐震精密診断及び改修計画作成を行うため、耐震診断士を派遣した木造住宅耐震診断助成事業をいう。）による耐震精密診断の総合評点（以下「総合評点」という。）が1.0未満で、改修工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅又は建替え工事を実施する住宅

（補助対象工事）

第4 補助金の交付対象となる工事は、原則として県内に本店又は支店を有する建設業者等が施工するものとする。

（補助対象経費）

第5 補助金の交付対象となる経費は、耐震化工事に係る費用（耐震改修設計費及び設計監理費を含む）とする。

（補助金の額）

第6 補助金の額は、次の(1)及び(2)の額を合算した額とする。

- (1) 耐震化工事を行う場合は、耐震改修工事に係る費用（建替え工事にあつては、耐震改修工事に要する費用相当分に限る。以下同じ。）に12分の1を乗じて得た額又は75,000円のいずれか低い額とする。ただし、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（国土交通省、平成22年4月1日施行）に基づく、住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業を実施する市町村に所在する住宅（以下、「総合的支援メニュー適用住宅」という。）に限り、耐震改修工事に係る費用に25分の3を乗じて得た額又は市町村負担額と同額又は172,500円のいずれか低い額とする。
- (2) その他改修工事を行う場合又は建替え工事を行う場合は、耐震改修工事に係る費用に9分の1を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額とする。ただし、総合的支援メニュー適用住宅の場合は、耐震改修工事に係る費用に115分の8を乗じて得た額又は100,000円のいずれか低い額とする。

2 補助金の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出部数は1部とする。

（交付申請の添付書類）

第 8 規則第 3 条第 2 項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付予定件数及び交付額総括表（別記様式第 2 号）
- (2) 予算議決書（見込み可）の写し
- (3) 市町村の木造住宅耐震改修工事助成事業実施要領等の写し

（交付の条件）

第 9 規則第 5 条の規定により付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、別記様式第 3 号により知事の承認を受けること。ただし、次項に掲げる軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第 4 号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 申込書の受付（予定）期間の変更
- (2) 事業（予定）期間の始期の変更及び終期の短縮に係る変更
- (3) 補助金の額の変更を伴わない補助金交付予定件数及び交付額総括表の①と③の間の変更

（実績報告）

第 10 規則第 12 条第 1 項前段の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第 5 号によるものとし、その提出部数は 1 部とする。

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（年度終了実績報告）

第 11 規則第 12 条第 1 項後段の規定による補助事業年度終了実績報告書の様式は、別記様式第 6 号によるものとし、その提出部数は 1 部とする。

2 前項の書類は、当該補助事業の翌年度の 4 月 20 日までに提出しなければならない。

（実績報告の添付書類）

第 12 規則第 12 条第 1 項の規定により補助事業実績報告書（会計年度終了を含み、事業の廃止を除く。）に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施結果一覧表
- (2) 申請者への補助金交付決定通知書の写し
- (3) 申請者への補助金の確定通知書の写し
- (4) 支出負担行為兼支出命令書等の写し

（補助金の交付方法）

第 13 補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の確定後に交付するものとする。ただ

し、知事が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、補助金の全部又は一部について概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(指導監督等)

第14 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ補助事業の内容について、市町村長に対し指示又は調査することがある。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る補助に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、該当補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。